

電気通信紛争処理委員会（第216回）

1 日時

令和3年12月3日（金）11時00分から12時12分

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 委員

田村 幸一（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、小塚 莊一郎、
三尾 美枝子（以上5名）

(2) 特別委員

青柳 由香、大雄 智、眞田 幸俊、白山 真一、杉山 悦子、矢入 郁子、
葭葉 裕子（以上7名）

(3) 一般社団法人テレコムサービス協会副会長 MVNO委員会委員長

島上 純一

(4) 事務局

事務局長 鈴木 信也、参事官 片桐 広逸、上席調査専門官 茅野 民夫

4 議題

(1) あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定【公開】

(2) MVNO業界の現況と今後の課題【公開】

(3) 委員会手続のオンライン化のための規定整備【公開】

5 審議内容

(1) 開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村です。ただいまから、第216回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。

皆様には、御多用中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

今回もウェブ会議システムによる開催とさせていただきます。現時点で委員の方4名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、特別委員7名の方にも御出席いただいております。

これまでと同様、御発言の際には、チャットあるいは口頭でお知らせいただきまして、こちらで指名させていただいた後にカメラとマイクをオンにして御発言いただきたいと思っております。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムの画面上では御確認いただけませんが、音声のみをお聞きいただいております。

今日は、議事に入ります前に、このたび特別委員の改選が行われましたので、事務局から御紹介をお願いいたします。

【片桐参事官】 事務局の片桐でございます。

資料216-1のほうを御覧いただきたいのですが、このたび11月29日で任期満了を迎えられた特別委員の先生方、青柳特別委員、大橋特別委員、眞田特別委員、白山特別委員、杉山特別委員、矢入特別委員及び葭葉特別委員の7名におかれましては、11月30日付で再度御就任をいただいているところでございます。また、大雄特別委員におかれましては、同日付で新たに御就任をいただきました。

以上です。

【田村委員長】 ありがとうございます。

新しく御就任されました大雄特別委員が、本日御出席でいらっしゃいますので、自己紹介を兼ねまして一言御挨拶をいただきたいと思っております。大雄特別委員、よろしく御願いいたします。

【大雄特別委員】 横浜国立大学の犬雄と申します。

早く慣れるよう努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく御願いいたします。

【田村委員長】 ありがとうございます。どうぞよろしく御願いいたします。

【大雄特別委員】 よろしく御願いいたします。

(2)議題1： あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定【公開】

【田村委員長】 それでは議事に入りますが、本日は公開の議事ということになっております。

まずは、議題1のあっせん委員及び仲裁委員対象者の指定ということですが、この議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

【片桐参事官】 事務局でございます。

それでは、本議題につきましては2つ資料がございまして、216-2-1、それから2-2ということで御提示させていただきます。

最初に資料の216-2-2のほうを御覧いただきたいのですが、こちらはあつせん委員及び仲裁委員対象者の指定に関する関係条文でございます。早速ですが、あつせんについて、こちらは電気通信事業法第154条第3項に、委員によるあつせんは、委員会があらかじめ指定する委員会の委員その他の職員のうちから、委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行うということが、規定されております。それから、仲裁のほうでございますが、仲裁につきましても電気通信事業法第155条第3項に同様の規定がございます。

この場合実は、「その他の職員」という文言があると思うのですが、ここでいう「その他の職員」といいますのは、特別委員の皆様のことを指しています。したがって、委員と特別委員の中から事案ごとに指名する方が、あつせん・仲裁を担当するというところでございまして、その個別事案を担当することができる方を、あらかじめ委員会として指定しておくことが必要ということなんです。

それから大きく2つ目でございます、資料216-2-1に戻っていただきまして、次に、このたび任命されました特別委員8名の皆様のお名前を挙げさせていただきました。従来から委員の方全員、それから特別委員の方も全員を指定しておりますところ、今回任命されました特別委員全員を指定させていただければと考えております。このことについて御審議をお願いしたいと思います。

なお、委員の皆様については、令和元年12月の御就任の際に既に全員の方が、指定されておられます。

それから、仲裁委員の対象者の名簿のほうでございますけれども、こちらでも216-2-2に戻っていただきまして、これは3ページのほうになりますが、電気通信紛争処理委員会令第7条に仲裁に関しまして、「委員会は、委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない」と規定されております。こちらの名簿については、委員会の御指示をいただければ、本日それを受けまして委員会にて作成、保存させていただきます。よろしければ御指示のほどをお願い申し上げます。

事務局からの説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

【田村委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

特段御意見等がないようですので、事務局提案のとおり特別委員8名全員をあっせん委員、仲裁委員の対象者として指定するというにいたしまして、名簿の作成は、事務局において行うということにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【田村委員長】 ありがとうございます。

それでは、この議題につきましては、事務局提案のとおりということにさせていただきます。事務局においては、名簿の作成をお願いいたします。

【片桐参事官】 ありがとうございます。承りました。

(3)議題2：MVNO業界の現況と今後の課題【公開】

【田村委員長】 それでは議題2に移りますけれども、MVNO業界の現況と今後の課題ということで、一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会の島上委員長から御説明をお願いしたいと思います。島上委員長、本日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。御説明よろしくをお願いいたします。

【島上MVNO委員会委員長】 MVNO委員会の島上と申します。委員長をやらせていただいております。

本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。MVNO業界の現況と今後の課題についてということで、少しお話しをさせていただきます。

実は今年の2月にMVNO委員会のほうから御説明をさせていただいておりまして、重複する部分もあるかとは思いますが、去年から非常にMVNO業界、移动通信業界が大きく動いておりますので、そのあたり復習も兼ねてお聞きいただければと存じます。

少しページ送っていただいて、3ページ目にMVNO委員会の体制を書かせていただいております。現在MVNO委員会構成員が55社ということで、テレコムサービス協会の中では大きな委員会となっております。その中に運営分科会と消費者問題分科会というものがございます。運営分科会のほうは、主に競争環境整備に関する政策に取り組んでおります。また、消費者問題分科会は、消費者保護をメインに担当しておりまして、本日は運営分科会の主査の佐々木を陪席させておりますので、詳しい質問にもお答えできるような体制を整えてまいっております。

4ページ目は、MVNO委員会の参加企業の一覧でして、こちらも55社、主にMVNOと、あと目につきますのは端末メーカー様、あとはシステムインテグレーターも入って

おります。

次の5ページ目から、MVNO市場の現況ということでお話をさせていただきます。

6ページです。

MVNOは契約者数を伸ばしてきましたが、近年は伸び悩み傾向ということで、こちらは2月と文言はあまり変わっていないのですけれども、よく見ていただくと直近の四半期では、下のグラフのピンクの折れ線の数字のとおり、MVNO契約数純減になっております。

7ページ目、こちらはMVNOから総務省へ提出している数字の集計です。各MVNOがどのようなサービスを提供しているのかというところで、1番上にある青い数字、これがSIMカード型というものですが、こちらが非常に減っているというのが、目についております。こちらコンシューマー向けのいわゆる格安SIMや格安スマホと言われますのが、このSIMカード型に入るもので、こちらが大きく純減しているということが、数字でも表れております。

結果としまして、8ページ目です。移动通信市場におけるいわゆるSIMカード型の契約数の比率というのが、ピークでは10.1%までいったところが、近年9.8%、9.7%と徐々に落ちていってございまして、移动通信市場においてMNOの寡占状態というのは強まっているのではないかと、我々は危機感を持っております。

ただ一方で、9ページ目、こちら総務省様のほうで分析した結果なのですが、MVNOの契約数の純減というのは、実は停止済のMVNOの契約数、こちら具体的にいえば楽天モバイル、LINEモバイル、これが黄色の薄いところですが、こちらの減少によるものが大きく、その影響を除けばMVNOの契約数は増加、もっとも微増ですが、増加はしているというのが、総務省さんの分析でございます。

しかしながら、MNOのサブブランドと呼ばれるもの、これが濃い緑のところですけども、及びその廉価プラン、こちら総務省の資料ではオンライン専用プランといったところですが、そちらの増加の勢いとはやはり大きな違いもあり、MVNOの競争環境というのが微増になっているにせよ、引き続き厳しい状況にあるというのは、変わりはないというのが、我々の認識でございます。

10ページ目にいきます。10ページ目にMNO各社の廉価プランというものを御紹介しています。今年2月も御紹介したのですが、そちらから少し変わっております。まず、2月の時点ではMNO各社の廉価プランというのは、MVNOが比較的広く提供してきた

小容量データの料金プランとは直接競合しない、20ギガバイト3,000円、これは1番左側にあるこのNTTドコモ様のahamoに代表されるものですが、これが主力でありました。ただ、その後MNOからMVNOのサービスと直接競合するような小容量のデータプラン、こちらからもソフトバンク様のLINEMOの990円3ギガバイトというようなプランが出たり、あとはMVNOが提供することが困難なこの月額ゼロ円のプラン、これはpovo2.0、KDDIさんから出ているものですが、ゼロ円で限られた使い方ができる。ただ、本格的に使うのであれば、追加の料金をお支払いしなければいけないというプランですが、このようなものも出て、非常にMNOの競争力は増しているところでは。

続いて11ページ目に行きますと、こちらはMNOの廉価プラン、オンライン専用プランとMVNO各社のプランを比較したものです。上の少し分かりづらいですが、表の1のところにありますのは、MNOの廉価プランに対抗してMVNOが今年度順次提供を開始しているものです。月額料金、月額利用可能データ容量というところで見直し前と見直し後のものをかけておまして、主にギガバイト単価を非常に安くして、低廉化した競争力のあるプランということで、MVNOは対抗しております。

そちらを、MNOと比べますと、黄色いところMNO1、MVNO1、MVNO2と書いてあるところが、こちらがいわゆる20ギガバイトで、1番下の赤いところ、データ通信と国内通話準定額を加えて大体3,000円になるようなプランを比較すると、ほぼ同等のプランがMNOとMVNOから出ている。あるいは、右の緑色のところです。MNO2とMNO3のところでは、月間利用バイト数が3ギガバイトでデータ通信、国内通話準定額の料金、1番下のところが、大体1,500円強のプランでほぼ同等のプランが提案はされているものの、例えば利用可能データ容量超過速度最大のところが、MNOさんとMVNOとを比べると、やはりMVNOが劣後していたり、あるいは赤く囲んであります通信品質のところでは、こちらが、MNOの廉価プランはメインブランドと同等で非常に品質が高いという一方で、MVNOの従来から課題になっております品質、帯域に依存して品質がといったところの問題は、依然として抱えているところでは。こちらについては、スライド17でまた詳しく御説明をいたします。

というのが、今のMVNOの事業状況というところでございまして、その背景にあるMVNOの抱える主な課題というのを、12ページ以降で御説明をいたします。

MVNOが抱える主な課題としまして、今日はデータ通信に関する課題、音声通話に関

する課題、これは3点ございます。あとは、携帯電話料金と接続料の関係に関する課題ということで御説明いたします。

13ページ目は、まずデータ通信に関する課題でございます。1番下の構造基準にありますとおり、MVNOの原価においてデータ通信料、これはデータ通信に係る我々がMNOにお支払いする帯域の料金ですけれども、こちらがまだまだ大きな部分を占めております。こちらのデータ通信の接続料の算定の精緻化というのは、もう累次にわたり総務省様の御尽力もあり進められておるところですが、接続研究会の第5次報告書において取り上げられましたMNO間の算定根拠のばらつきの解消、原価の抽出・配布方法に関する算定根拠の拡充、需要の算定根拠の拡充、これらをこれから進めることになっておりまして、接続料算定にさらなる精緻化を行っていただきたいと思うとともに、総務省様において検証可能性を高めることで接続料算定に係るさらなる問題の検証というのを進めていただく、今、要望をしているところでございます。

次に、14ページから音声通話に関する課題です。

1つ目が、モバイル音声卸に関する代替性検証の件です。モバイル音声卸は今年の春、非常に大きな話題になりました。モバイル音声卸が、過去10年にわたり卸料金の見直しがされていない、また、接続の代替サービスである中継電話に専用アプリを使う必要があるということで、接続料算定等に関する研究会の第4次報告書において接続による卸役務の代替性がないと判定されて、重点的な検証及び時系列検証の対象となりました。その後MNO各社から00XY自動接続機能、プレフィックス自動付与という言われ方をされますが、これは専用アプリの必要なく中継電話が可能となる交換設備の改修になります。

卸料金の見直しが表明されまして、この件は下に書いてありますが、結果としてMVNOの料金の見直しにも大きく寄与しまして、先ほどの料金の見直しというのも、こういうものの背景の1つになっております。

これを受けましてこの代替性の再検証というものが、2021年12月、今月になりますが、予定されております。代替性の再検証に当たりましては、我々から要望しておりますのは、接続への移行に際する制約的条件というのが当初あったのですが、それはきちんと解消されたのか、あるいは、実際に卸協議の適正化にこれらの施策が、本当に寄与したのかということ踏まえて検証していただきたいという要望を出しております。

15ページ目が、音声に関する2つ目の課題で、MVNOへの番号指定とIMS接続の実現ということです。

こちらは、情報通信審議会のほうで審議をして、MVNOに対して自ら電話交換設備を運用すること、こちらが先ほどのIMS接続を実現することとほぼ同意になるのですが、それを条件に電話番号の直接指定を認める。今までは、電話番号はMNOに指定され、そこから我々が使わせていただくということだったのですけれども、その番号を直接MVNOに指定する、という答申案がまとめられております。ただ、これまでMNOとMVNOの間でIMS接続が実現したケースはありませんので、どういう条件で接続できるのかというのは、現時点ではまだ不透明な状況です。こちらは、このような制度整備をこれから行っていく中で、番号制度をMVNOが使いやすいものにしていくだけではなく、事業者協議の促進等を求めているということになっております。

続いて16ページ目、音声通話に関する3つ目の課題で、MNPのワンストップ化の実現ということがあります。

こちらは、スイッチング円滑化タスクフォースの報告書を踏まえたもので、現在MNO4社によってMNPの手続を移転先の手続のみで行えるいわゆるワンストップの検討、これを2年以内に行おうということで、検討が進んでおります。MNPの使い勝手の向上というのは、この2ポツ目に書かせていただいているような施策とともに、MNPスイッチングコストを下げる上で非常に重要であるということを考えておきまして、2年後を待たずに可能な限り早期に実現されるよう、我々としては要望をしております。ただ一方で、番号管理の観点では、MNO4社によってシステムが運用されるのですが、利用者のインターフェースにおいては、我々も自社システムの改修が必要になります。したがって、このMNOからMVNOへのシステム仕様、あるいはスケジュール等の情報提供が、スピーディーかつ円滑に行われることを強く要望しているところでございます。

続いて17ページ目は、携帯電話料金と接続料に関する課題です。

こちらは、先ほどスライド11でMNOの料金プランとMVNOの料金プランを比べたときの品質の問題のところになります。昨年末、今年のはじめ、MNO3社による廉価プランの開始を受けまして、MVNO委員会からも要望しまして、廉価プランの料金水準が、データ接続料の回線費用と照らし合わせたときに適切なのかということで、総務省様のほうで検証が行われました。実際MNOの試算を基にした検証だったのですけれども、その結果は、直ちに原価割れであると言い切れない、ただ、MVNOに提供されているデータ接続料の数字については、MVNOが廉価プランに対抗可能であるために適切な水準であるか疑義があるということになっております。それを受けまして、接続料研究会の第5次報

告書におきましては、市場画定や営業費の設定の在り方とモバイル市場の性質を踏まえたこのスタックテストの指針策定の可能性を含めて、その検証の必要性が指摘されております。

これを少し詳しく御説明しますと、先ほど料金のスペック、料金と通信容量に関しては、対抗できるようなプランをMVNOが提案できているものの、品質の違いは、この赤い線が時間ごとの通信量でして、それを運べるだけの十分な設備を用意できているかできていないかということになります。当然その帯域を用意するにはコストがかかります。MVNOは、今の接続料である値段を出すという観点では、このグレーの部分は、品質がどうしても落ちてしまう。価格面ではMNOと同じような価格を出しているものの、この用意できる帯域、すなわちコストになりますけれども、その部分において十分な競争力のある品質が出せていないといったところで、接続料が適切なのか、あるいは、廉価プランの料金が適切なのかといったところの検証が、必要であるというふうに把握しております。

18ページ目以降は、今度はMVNOの今後についての御説明です。

19ページ目、MVNOに係る2つの競争軸ということで、これまでのMVNOが行ってきましたのは、下の図にあります左下の領域、いわゆる価格を低く付加価値もそれほど高くはないといったところで、これが主に消費者向けに提供している格安スマホといったところの領域かと思っております。ただ、それによってもたらされた競争というのは、一般消費者の利益向上には大きく貢献して、こういうサービスをMNOも出してきたということは、これらのサービスをMVNOが行ったということは、社会的にも大きな意義があったというふうに捉えております。ただ、引き続きモバイル市場において競争を加速させ、Society 5.0に代表されるような世界を実現させていくには、MVNOがより高い付加価値を有するサービスを提供できるようになることが重要であり、この赤い点線のところをやっていかなければいけない、ただ、現在のMVNO自らが実現することは、なかなか困難である、といったところです。

20ページ目にいきます。今世間を騒がせておりますけれども、4Gから5Gへの移行ということで、今まだ5Gは4Gの延長線上で提供されているのですけれども、5GのSA方式、こちらスタンドアロン方式といいますけれども、ネットワークの裏側の仕組みが、4Gと大きく変わった新しい5Gの形です。そちらに大きく切り替わっていく中でMVNOとMNOの関係がどうあるべきかということに関しまして、当委員会からVMNO構想というものを提唱しまして、方向性としてライトVMNOとフルVMNOの2つを

提案しております。

下の図にありますとおり、主な構成要素のところの青い四角の無線というのは、電波の資源の希少性から考えて、従来どおりMNOが取り扱うところであろうと思います。

ただ一方で、ネットワークを制御、つくりだすような設備がどんどん仮想化していく中で、そちらの使い方に変化が出ているのではないかと。赤いところをMNOが構築し、それを今まで以上に柔軟にAPIから制御して新しい価値をつくっていくような世界、これをライトVMNO、あるいはこの赤い世界をいわゆるMVNO側が自分でつくっていく。そうするとバーチャルなMNOになるわけですがけれども、それをフルVMNOという形でこの赤い中からつくり出すいろいろな価値、そういうものをMNOと同様にMVNOも提供できるような世界にしていくべきであると思います。

21ページ目に少し書き方を変えた図を書いておりますけれども、ライトVMNOといえますのは、左側のMNO物理装置RANなどあるところ、これは無線のところですが、それに仮想基盤がありまして、それをうまく右にあるMVNOが使っていただく。それでAPI、これはコンピューターとコンピューターの間のインターフェースですがけれども、そちらを介して制御しながら使う。これを卸で実現するのがよいのではないかと考えております。一方下になりますと、左下のMNO物理設備という、これが無線のところですが、こちらはMNOの運用する部分ですが、VMNO仮想基盤と上のMNO仮想基盤に相当するところをMVNO側で持って自分たちでつくっていく。それを物理的にMNOとVMNOの間でPOIで接続をさせる。これは接続による提供を想定しておりますが、そういうものをVMNOと言っております。

また少し見方を変えますと、22ページ目にありますが、こういう形にすることによって真ん中にあるライトVMNOというのが、MNOの小売り部門であったりMNOの関係会社と同等なインターフェースにおいてMNOの仮想ネットワーク層を使った機能を利用できるようになる。あるいは、フルVMNOの場合は、VMNOのコアと呼ばれるところも含めてMVNO側で持ち、MNOのRAN、無線のネットワークを使わせていただく。またさらには、これによりMNOの小売り部門、MNO関係会社、ライト、フルのVMNOの間でサービス競争が起きる。また、無線に関しては、フルVMNOはMNOの無線を使わせていただくだけでなく、今新しく出てきているローカル5Gや、従来のWi-Fi、あるいはIoT向けの通信方式であるLPWAの1つLoRa等も含めてヘテロジニアスなネットワークを実現するという世界がつかれるのではないかと考えております。

これらを受けて、23ページ目です。

5Gスタンドアロン時代のMVNOへの機能開放の在り方について、今年の3月から5月にMVNO委員会とMNO3社の間で事業者間協議を行っております。そちらで先ほどの2つのVMNO構想を含む4類型5方式を検討しました。ただ、MVNOにとって重要なのは、5Gによって飛躍的に強化、高度化されるネットワークの機能をMNOと同等の自由度でMVNOが扱えるようになることなのですが、MNOから提案された3方式は、いずれもMVNOによるスライス利活用、これが高度な活用になるわけですが、これができない。スライスの利活用が可能な案というのは、我々側から御提案したこのVMNO構想に限られることが、明らかになっております。こちらは引き続き、各方式の実現に向けてMNOが能動的にMVNOの交渉に臨んでいただくことを期待すると同時に、総務省様による卸交渉の活性化・適正化に向けた制度的対応を求めていくこととしております。

24ページ目で、5GSAに関する事業者間における課題感について、我々が持っているものを御紹介しますと、1つはパートナーシップ醸成、ビジョンの共有です。ビジネススペースの事業者間協議は、MVNOとMNOの両方が、互いにパートナーと認識し、Society5.0の実現に向けた相互協力の下ビジネスを推進することで5Gの高度な利活用を図っていくという強いビジョンの共有がなければ、なかなか成立しないだろうと思っております。それに向けて事業者間会議で我々も努力していきたいと思っております。

また一方で、この積極的な情報開示、どうしてもMNOとMVNOの間の情報の格差というのは大きいので、その非対称性を克服するためにMNOが有する情報については、積極的に開示をお願いしたいと思っております。かつ、その開示情報については、MNOグループのMVNO、MNOグループ以外のMVNOの間で内容やタイミングに差がないようお願いしたいと思っております。

最後になりますが、26ページです。

本来MNOとMVNOの間には、多面的な関係が存在するのだろうと思っております。1つは設備設置事業者とその設備を活用するサービス提供事業者としての協力関係、もう一つは、よりよい移動通信の実現とそれによる移動通信ビジネス全体の拡大を目指す協調関係、最後に同じ移動通信市場において限られた利益と書いていますが、ビジネスを取り合う競争関係です。

MVNOは、日本に限らずどの国にもあることですが、どの国の市場においても

これらの多面的な関係性が見られるのですが、わが国においては、どうもやはりcのところが比較的強く見られ、aやbが弱いアンバランスな傾向があるのではないかと感じております。cが著しく強くなることで小規模なMVNOが市場から退出を余儀なくされ、MNOによる寡占状態が強化され、競争の非活性化のために生じるイノベーション停滞によって、またさらにcが強くなるというような悪循環があるのではないかと感じております。

我々としては、今回取り上げたような趣旨の課題の解決を通じて構築される公正な競争環境によるMVNOの質的・量的な成長、これによって移动通信市場の競争が活性化され強くなり、a、bの関係性がcとバランスすることが、MVNO委員会の我々が掲げる2030年にかけての社会的問題の解決とICTによる新たな価値創造、価値醸成の達成に不可欠なものと考えております。

27ページ以降は、御質問の際の説明資料としてつけておりますので、こちらで私からの御説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

【田村委員長】 御説明ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

それでは、眞田特別委員どうぞ。

【眞田特別委員】 慶応義塾大学の眞田と申します。御説明どうもありがとうございました。MVNOの活動が、非常に理解しやすく大変勉強になりました。

いろいろな問題点があるということは、マスコミ等でも把握しておりまして、その中でワンストップというのは、動きに向けて動かれているということは、本日初めて理解しました。他方、eSIMもやはりその延長線上で御検討されているのかと思うのですけれども、これがすぐに動かない、SIMの郵送等なく即時で登録できるということが第一に行われないということは、何か技術的な問題、難しさ等があるのでしょうか。

【田村委員長】 島上委員長、お願いします。

【島上MVNO委員会委員長】 御質問いただき、ありがとうございます。

eSIMの利活用と申しますのは、今MNOのほうでもeSIMのサービスは、徐々に開始しつつあります。物理SIMとeSIMの違いを踏まえてよりよく解決する、利用していくという観点においては、例えば本人確認のリモート化などそういう制度などもいろいろ整備をしながら進めていくというものの中にMNPのワンストップというものも、1つ含まれるのではないかと感じております。

16ページ目の2つ目のポツに書かれておりますようなものも、スイッチングコストの低減化といったことに非常に寄与するもので、eSIMの利活用というのも、その1つの策としても位置づけられるのかと思っております。

【真田特別委員】 ということは、既に御検討の中に入って、組み込まれていらっしゃるということですね。承知しました、ありがとうございます。

【島上MVNO委員会委員長】 はい、MNO自身のeSIMの提供というのは徐々に始まっており、また、MVNOの提供というのも、MNOのほうからも既に表明はなされておりますので、これは順次進んでいくものというふうに思っております。

【田村委員長】 ありがとうございます。ほかにありましたら、どうぞ。

小塚委員、どうぞ。

【小塚委員】 小塚です。

今日のお話の終わりのほうで、5G時代の将来像をお話しいただいて、非常に前向きな意義のあることだと思いました。

これについてお伺いしたいのですが、ライトVMNOとフルVMNOという2つのビジネスモデルを出されて、ライトのほうは卸、フルは接続を想定する。そうしますと、モバイル音声提供のときの接続と卸の代替性というような話が、また出てこないかということをおっしゃるのですが、そこで御質問としては、まずフルVMNOについては、どれぐらいの物理設備をMVNO側で提供することになるのか、そしてそれがどのぐらい現実的なのかということをお伺いしたい。それからライトの方については、これを卸で実施するとなりますと、MNO側にも何らかのメリットがあって、それでディールが成り立つというのが本則ですので、そのようなメリットがMNO側にもあることなのかどうかということをお伺いしたい。教えていただけますでしょうか。

よろしく申し上げます。

【島上MVNO委員会委員長】 御質問は、フルVMNOをやる際にどのぐらいの設備が必要になるのかという点と、ライトVMNOをやる場合にMNO側にどのようなメリット、インセンティブがあるのかということかと思えます。

まず、移動通信と申しますのは、このRANといわゆる仮想基盤において提供されるコアと一緒にサービスとして提供されるものでございます。そういう中で、移動通信で不可欠な無線設備と直接結びついているのがその無線のところ、RANのところだけで、実際のところRANとこの仮想設備の上で提供される、今は仮想設備ではないかもしれま

せんけれども、コアというのは、分離できないものでは、そもそもございません。

従来コアというのが割とモノリシックに機械で構築されて、それを分割するのが非常に難しいといったところから、ほぼ一体になって提供されていたものですが、実際にRANとそのコアが、例えば1つのRANを複数のコアで運用しているような技術も既に動いておりまして、それはMNOのほうでも一部使っているところもございます。

今回5GのSAの時代で大きく変わるのが、そのコアというものが、これはITの技術の進化によって仮想化されていきますので、複数のものをつくるというのが、非常に技術的に簡単になってきます。そうしますと、ネットワークの制御の機能というのは、そのコアのほうで行われますので、そこに対する自由度というのは、非常に上がってくるわけです。それによって、例えば重要性の高い通信のためのコア、あるいは何か別のスポットで速度だけ出るようなコアを別々につくっていくことが、技術的に容易になってくるということになります。

とはいえ、実際にMNOのRANまでの設備までネットワークを延ばすことになりますので、フルVMNOにおいて日本全国でサービスをするということになりますと、日本全国のRANまで足を延ばすということになるのかもしれない。このあたりの調整というのは、これからMNOさんといろいろとやっていくことにはなるかと思えます。それを集約できるのかできないのか。全国となればその規模になるでしょうし、あるいは地域だけ、この特定の地域だけ貸してくれというようなことも、それはそれでありなのではないかとも思っております。

一方で、ライトVMNOの活用といったところでは、先ほど申し上げたように仮想基盤の上にコアをつくるというのが、非常に簡単になってきています。あるいは、今どの業界でも、もうAPIで制御して、システムとシステムをお互いに制御しあうような世界になっている中で、MNOがつくった設備というのを最終的な回線のスペックだけではなくて、それをもっと自由にMVNOが外から制御していくといったことが、できるようになってきました。

今までの競争という時代で1つの会社で1つのサービスをつくり上げる、そうではなく、その機能を利用してもらう、させることによって、別の第三者に違った価値をつけて物事を提供していく、それによって自分の設備の稼働が上がっていくというような共創関係、競争というか共に創っていく、協働のほうです。そういう世の中にどんどん変わっていくという中で、今まで画一的なサービスしかMNOとして提供できなかったところが、より

柔軟に、それを今度はMVNOをパートナーとして見ながら、MNOのほうで別の付加価値をつけて手の届かないところに対してMVNOがサービスをする。それによってMNOの設備の稼働が上がっていくというような協働関係というのは、十分つくれるというふうに思っております、それをMVNO側が今まで以上に柔軟にやらせてもらえないかというのが、ライトVMNOの発想でございます。

これで答えになっていますでしょうか。

【小塚委員】 分かりました、ありがとうございます。

ライトVMNOの意義は、非常によく分かりました。フルVMNOの方は、設備といっても結局仮想基盤上のものがメインだとすると、要するにしっかりしたサーバーを立てていけばできる。だから、それほど負担になるようなことではないという理解で合っていますでしょうか。

【島上MVNO委員会委員長】 そうです、このVMNOの仮想基盤のところは、当然サーバー群をつくりましてその上のソフトウェアをどれだけうまく制御していくかといったところと、あとは、当然RANまでのPOIまでネットワークを延ばして取りに行かなければいけませんので、そこはVMNO側の仕事になるかもしれません。ただ、きちんとMNOとの協力関係があれば、そこのアグリゲーションのネットワークも含めてMNOがやる、そういう分界点なども、いろいろとこれから調整を図るところかとは思いますが、最高のところというのは、ある程度末端のほうまでVMNOがネットワークを延ばしていくというような設備構成にはなるかもしれません。

【小塚委員】 よく分かりました、ありがとうございました。

【田村委員長】 ありがとうございます。

それでは、小野委員どうぞ。

【小野委員】 ありがとうございます。

私のほうで1つ御質問させていただきたいのは、スライドの24のところにあります積極的な情報開示というところですが、その2番目のところで開示情報についてMNOグループのMVNOとそれ以外のMVNOとの間で内容、タイミング等の差がないようお願いしたいと書かれておまして、ということは、現状は差があるという御認識でいらっしゃるのかどうかということと、これは差し障りのない範囲で結構なのですが、差があるという人は、どういう点でその差がある、あるいは差がつけられてしまっているのかということも、もしお聞かせ願えれば幸いです。

【島上MVNO委員会委員長】 はい、こればかりは、我々が確証を持ってものが言える話ではないのですが、一般的に我々が頂く情報というのは、結構厳しいスケジュールで情報を頂いているという認識でございます。これは、ここにわざわざ書かせていただいているのは、今MNOのグループの中にあるMVNOというのがどんどん増えておりますので、そういう中でも情報開示というのは、しっかりやってほしいというようなことを少し強めて書かせていただいたという次第です。

【小野委員】 そうしますと、情報開示についての、タイミングの差というのが、現実的にはかなりあるのではないかと、そういうことでよろしいでしょうか。

【島上MVNO委員会委員長】 確証があって言えるものではなくそこまで直接お答えするのは難しいのですが、MNOからなかなか我々の欲しい情報が出てこないというようなことは、実際には発生はしておるのではないかとこのように捉えております。

【小野委員】 分かりました、ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

ほかに特にならぬようでございますので、この点につきましては、以上にさせていただきますと思います。島上委員長におかれましては、お忙しい中お時間をいただきまして、誠にありがとうございました。御退出いただき結構でございます。

【島上MVNO委員会委員長】 このような機会をいただきまして、どうもありがとうございました。

(島上MVNO委員会委員長退出)

(4)議題3：委員会手続のオンライン化のための規定整備【公開】

【田村委員長】 続きまして、議題3ということになりますが、委員会手続のオンライン化のための規定整備ということで、まず事務局から説明をお願いいたします。

【茅野上席調査専門官】 事務局茅野でございます、よろしくお願いいたします。

資料216-4-1でございます、横版のパワーポイントの資料でございます。

オンライン化につきましては、以前論点につきまして御議論いただきまして、ある程度具体的な方向性を議論していただいたということでございます。次は、それを基に具体的な規定をつくってくるという状況にありました。そこで規程を2本、委員会決定の素案ということで2本、今日は御説明させていただければと思います。

それでは、まず3ページですけれども、1つ目の規程が、手続における情報通信技術の利用に関する規程ということでございます。

まず制定の趣旨、4ページですけれども、2ポツ目、書面による手続の実施、これは法令において規定されているものにつきましては、デジタル手続法があるということですが、それが委員会決定において規定されているものというのがございます。

少し確認をさせていただきたいのですけれども、※4に別記のとおりとありますが、この資料でいいますと17ページを御覧いただきますと、例えば17ページのナンバー8がありますけれども、あっせん答弁書の提出。一方の当事者から申請がありまして、もう一方の当事者からその答弁書の提出があるわけですけれども、これ「書」というふうな言葉を使っています。やはり紙を前提にしているのだらうということでございます。これは委員会決定である運営規程において規定されております。

例えば11番がございましてけれども、証拠資料の当事者による閲覧、こちらは委員会の事務局においてという規定が、委員会決定においてされています。やはりこれは、オンラインは想定していないのではないかという感じです。

あるいは1番最後のページですけれども、20ページの23番などを見ていただきますと、口頭審理のところですが、口頭審理の言葉自体は、オンラインでもいいのではないかという気がしますが、仲裁準則という委員会決定におきましての出頭という言葉にそれが合わせて使われていて、やはりオンラインではなくて出てくることを想定しているのではないかということでございます。そういうふうな規定があるということでございます。

戻りまして4ページですけれども、そういった規定につきまして3つ目のポツと1番下でございます。オンラインによる実施を可能とするというために、この規定を資料216-4-2というふうに御用意していますけれども、そういうふうな規定をつくるということでございます。

5ページでございます。規定の内容の概要を5ページ、6ページに記載してございます。3条の条文でございます。

第1条が、当事者から委員会へ行われる手続、その方向の手続ということでございます。

アとして、その他の委員会決定の規定で書面等により行うことその他の方法で規定されているものにつきましては、その規定にかかわらず別に定めるところ、別に定めるところというのは、もう一つの実施要領ということでございます。別に定めるところにより、委員会等の使用に係る電子計算機と当該通知する者の使用に係る電子計算機云々とあります

けれども、要はオンラインによって行うことができるというふうなことでございます。

イですけれども、そういった通知、手続につきましては、その委員会決定の規定により行われたものとみなす、その規定を適用するというふうなことでございます。そういった通知は、相手方のファイルに記録されたときに到達したものとみなすというふうなことでございます。これは、デジタル手続法の規定を参考につくっているということでございます。

第2条は、その逆です。委員会から当事者への手続の話で、逆に書いてあるということですが、1点だけ、ただし当該通知を受ける者が、その合意によって、もし紙で欲しいということであれば、紙で行うことということでございます。

6ページでございます。オンライン手続に加えてその作成につきましても、電子的に行うことができるようにするというふうなことでございます。

以上が、1つ目の規程でございます。もう一つの規程ですが、7ページ、今度はオンラインによる実施要領ということでございます。

8ページ、制定の趣旨でございます。

具体的な手法の整備がやはり必要になるということでございます。この点、専用の情報システムがないということですので、3ポツ目ですが、まず、電子メールの消失への対応方法であるとか、あるいは代表者の意思確認であるとか、そういった方法を定めることによりまして、電子メールで実施できるようにするというふうなことでございます。電子メールだけではなくて意見聴取や口頭審理などそういう対面の手続、こちらにつきましては、実施の是非の考え方であるとか情報の管理の考え方、これを定めることによってウェブ会議の方法で実施できるようにするというための規定整備ということでございます。

資料216-4-3ということで、少し厚いですが、御用意してございます。

概要ですが、最初のほうをめぐっていただくと分かると思うのですが、9ページでございます。

まず、電子メールによる実施要領を記載しておりまして、その実施の手順です。具体的には申請があって、それから申請があった旨を相手方の当事者に通知して、意向の有無の回答があって、それ以降の手続という流れで進むわけですが、その順番で実施要領を記載しているということでございます。

内容は、同じような規定が何度も出てくるわけですが、特に2点ほど留意点があるとい

うこととございます。

まず1つ目が、電子メールの消失への対応方法を、しっかり決めていくということとございます。原則PDFで、そしてパスワードで暗号化して送るということとございます。送る際には委員会に対して電話で送ります、あるいは送ったと伝えていただく。委員会のほうでは、その電子メールが来ましたら、受信した旨をその当事者に伝えます。その電話がなかったら、当事者のほうで、あれ、着いたのか？というふうになるということとございます。委員会としては、電話をもらっているわけですがけれども、電子メールが届かない場合は、どうなったのか、ということを確認するというふうなこととございます。委員会が行う通知については、その逆のようにやはり電話で確認していくということとございます。

10ページでございます。

もう一つの留意点としては、代表者の意思確認でございます。初回につきましては、当事者が法人の場合は、原則代表者に対して意思確認をしていくということとございます。ただ、あっせんの場合は、一番最初から代表者ということではなくて、その担当部署の所属長の確認が取れましたら、後日の追認でもいいということと手続を進めていくということとございます。なお、自主的かつ任意に押印、署名があったり、あるいはクラウド型の電子署名などがございますけれども、電子的な方法で意思確認ができる場合には、そういったことが不要というようなこととございます。

最初にそれが確認できましたら、2回目以降は専用のパスワード、これをしっかり管理していくことによって、法人としての意思確認をしたというふうなことと運用していくということとございます。

11ページでございます。

そのほか留意点3点ほどございまして、証拠としての文書、物件につきましては、委員会が必要と認める場合は、その原本の提出を求めるということとございます。委員会等の押印ですがけれども、これは、個別に必要性を判断するというようなこととございます。委員会が行う通知の起算日ですがけれども、委員会からその通知を受けた日が期限の起算日となって、何か月以内に何かをしてくださいと、そういった手続がございまして、これにつきましては、事前にこちらから送信しましたということと当事者に伝えることをもって、相手から特に受信されていないと連絡がない限りは、委員会から送った日を起算日といえますということとございます。

続きまして、12ページでございます。

電子メールのほかウェブ会議での実施要領も定めるということでございます。これにつきましては、まずウェブ会議の実施の是非について規定しているということでございます。当事者の合意がある場合は、その当事者の合意が定めるところによるということですが、その後、これが実はこれまで御議論していただいた内容と少し違うのですけれども、当事者の合意がない場合につきましては、仲裁廷が判断する、仲裁委員が判断するというのではなくて、当面慎重に対応するというふうにさせていただいております。これは、下に小さい字で書いてございますけれども、法制審議会の仲裁法制部会でこの点議論されたのですけれども、意見の一致が見られなかったということでございましたので、当面慎重に対応するというところでございます。もともと出頭というような言葉が使われていますので、慎重に対応するということは、無理にオンラインではやらないということでございます。基本対面でやっていくということかということでございます。

続きまして、実施手順につきまして規定をしまして、ポイントが2つあるということでございます。

まず、情報管理の点でございます。当事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないというふうに規定しまして、具体的には、できる限り静寂な個室で行う、関係のない方に視聴させないというふうなことでございます。

また、回線障害があった場合は、やり取りを停止して改善を待つ、こういったことを実施手順として規定しているということでございます。

最後、今後の進め方でございます。14ページを御覧いただければと思うのですけれども、今日御意見いただきまして、また今日以降も随時御意見をいただければと思います。それを踏まえましてもう少し内容を精査させていただければと、今日議決いただくのではなくて、もう少し内容を精査させていただきまして年度内、2月、3月に案として提示いたしますので、御審議いただいて決定をいただければというふうなことでございます。

以上でございます。御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

【田村委員長】 ありがとうございます。これまでも委員の皆様の御意見を伺ってきたところではありまして、それも踏まえまして事務局のほうで素案をつくったと、そういう経過になろうかと思えます。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、皆様のほうから御意見、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

眞田特別委員長どうぞ。

【眞田特別委員】 非常に細かいことで恐縮ですが、パスワード別送という方式が、ある程度こういうところでも使われていらっしやるのでしょうか。なかなか議論のある方式なので、利便性とセキュリティーのトレードオフがどうなのかと思った次第です。ちょうどデジタル改革という話の議論の中で確か取り上げられていたような記憶があり、そこは、私は詳しくは知らないのですが、そこと齟齬があると少しまずいかと思った次第です。

【茅野上席調査専門官】 ありがとうございます。

実施要領ということで、別送ということで規定していきますけれども、具体的にどういう点に留意していくか、今でもパスワード別送でやり取りするということは、いろいろと行われているわけですが、果たしてそのままでいいのか、それとも何かもう少し留意する必要があるのかというのは、もう少し研究させていただきます。次、規定につきまして御議論をいただくときに、少し精査しておきます。よろしくをお願いします。

【眞田特別委員】 承知しました、ありがとうございます。

【田村委員長】 パスワード別送に関しましては、確かにいろいろと最近意見が出ているところでもありますので、事務局のほうでもその辺を慎重に見極めて今後検討していただきたいと思います。

ほかに委員の皆様から何かございますでしょうか。特にないようでございますので、この辺でこの議題についても質疑を終えたいと思います。事務局におかれましては、説明にもありましたが、今後も皆様の御意見を十分に踏まえて内容の精査を進めていただきたいと思います。

【茅野上席調査専門官】 承知いたしました、ありがとうございます。

【田村委員長】 また、委員の皆様におかれましては、今後何かお気づきの点がございましたら、随時事務局のほうにお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(5)閉会【公開】

【田村委員長】 本日の議題は、以上でございます。委員の皆様の方から、何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、最後に事務局から何かありますか。

【片桐参事官】 ありがとうございます。事務局片桐でございます。

1点、別途資料をおつけさせていただいていると思うのですが、かねてからお話をさせていただきまして12月24日の電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウムの開催ということにつきまして、本日11時をもちまして報道発表をさせていただいております。

開催の趣旨としましては、本日も議題2のほうでお話がありました事業者間紛争の高度化・複雑化というものがこれからどんどん進んでいく中で、やはり公正な競争に基づいて市場動向の変化に対応していくため多様なプレーヤーが必要になってまいります。その際に当委員会のほうにおきましては、あっせん、仲裁等の機能に基づきましていろいろな電気通信紛争処理を行っているところでございますけれども、最近少し案件のほうも減ってきたということもありまして、委員会の役割、これまでの歴史、今後の展望などについて議論していただきまして、理解、利用促進を図るということを目的としてございます。

そういう意味では、本日のMVNO委員会からの発表などについては、この効果的实施に資するような側面もあったところでございます。

開催日時は、令和3年12月24日の14時半から17時20分で、基本的にはZoomを使ったウェビナーということでございますが、特に委員の先生方につきましては、それぞれの役割をお願いしてございますので、有識者の先生もそうですが、リアルのほうで会場に御集まりいただきたいということでございます。それから主催は本委員会、協力は関係の5団体ということでございまして、こちらのほうからも周知、広報等をしていただく予定になっております。

めくっていただきまして、プログラムにつきましては大きく2部でございまして、基調講演、個別講演というものが前半ありまして、後半は5名の方によりますパネルディスカッションをお願いするということでございます。最後に荒川委員長代理に講評をいただくというようなことでございます。

また、別紙のほうでカラフルなチラシをつけてございますが、本日からシンポジウムの参加に関する受付を開始してございますので、もちろん今回委員の先生方には、それぞれ役割をお願いしてございますし、特別委員の先生方におかれましても、可能な限りお時間を見つけていただいて御参加いただければ幸いですと存じております。そういうことで、24日金曜日に今回のシンポジウムのほうを開催させていただきたいということでございます。

本日シンポジウムにつきましては以上でございますけれども、続きまして事務局長の鈴

木から、御挨拶をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【鈴木事務局長】 事務局長の鈴木でございます。いつも大変お世話になっております。

今年の会合は、今回が最後になるものと存じます。委員の先生方の皆様、特別委員の先生方の皆様には、この1年間大変お世話になりまして、誠にありがとうございました。

この1年も新型コロナの影響が続きまして、オンライン開催の形になりましたが、先生方の御指導の下で委員会発足20年となります本年も、御審議をしっかりと着実に進めることができました。心より御礼申し上げます。

また、先ほど御説明のありました12月24日の発足20周年記念シンポジウムにつきましても、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本年も御指導賜りまして、誠にありがとうございました。来年も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【茅野上席調査専門官】 事務局茅野でございます。

年明け以降の会合の日程につきましては、別途調整の上御連絡させていただきます。

事務局からは、以上でございます。

【田村委員長】 それでは私のほうからも、1年間の皆様の御協力に感謝申し上げたいと思います。来年もどうぞよろしくお願いいたします。

また、先ほど話にありましたけれども、シンポジウムにつきましては、特別委員の皆様もぜひ御視聴いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした、ありがとうございました。